

本通知は、令和5年度より全国体力・運動能力、運動習慣等調査の、個票データの提供制度を開始することをお知らせするものです。

4ス庁 第2203号
令和5年4月3日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

スポーツ庁次長
角田喜彦

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の個票データの提供制度の開始について（通知）

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「本調査」という。）の実施については、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和5年度より、別添のとおり、個票データの提供制度（以下「本制度」という。）を開始しますのでお知らせします。

大学等の研究者による多様な学術研究における分析や、公的機関の職員等による施策の改善・充実に促進し、児童生徒の体力向上又は生活習慣等の把握・改善を図るために実施するものであり、各教育委員会や各学校におかれては、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本制度は、現時点で令和5年度調査のデータのみを対象としており、令和4年度以前については、準備が整い次第追って連絡をさせていただきます。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくようお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁
政策課企画調整室 調査係
電話：03-5253-4111（内線2649）

『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』個票データ提供の概要

○令和5年度より、今後の対策に向けた幅広い分析・研究に生かすため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の個票データの提供制度を開始予定※運用状況を踏まえながら、適宜改正予定。

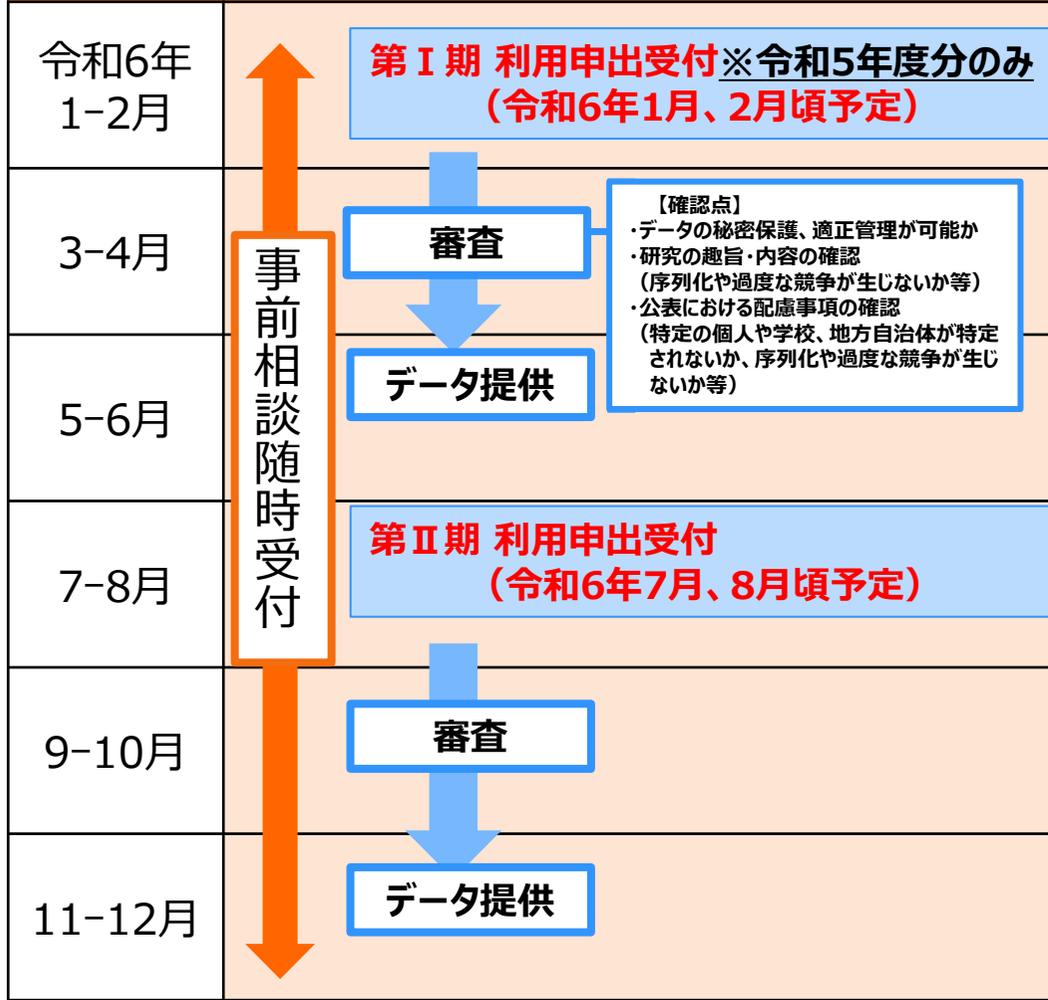
○不正利用、情報流出の防止のため、利用用途は、学術研究と施策推進のみ。また、個票データの利用場所および管理については、適正な措置を求め、研究等の成果の公表あたっては、個人が特定されないようスポーツ庁で事前審査を行う。

個票データの種類（申請区分は、年度、小中の区分けのみ）

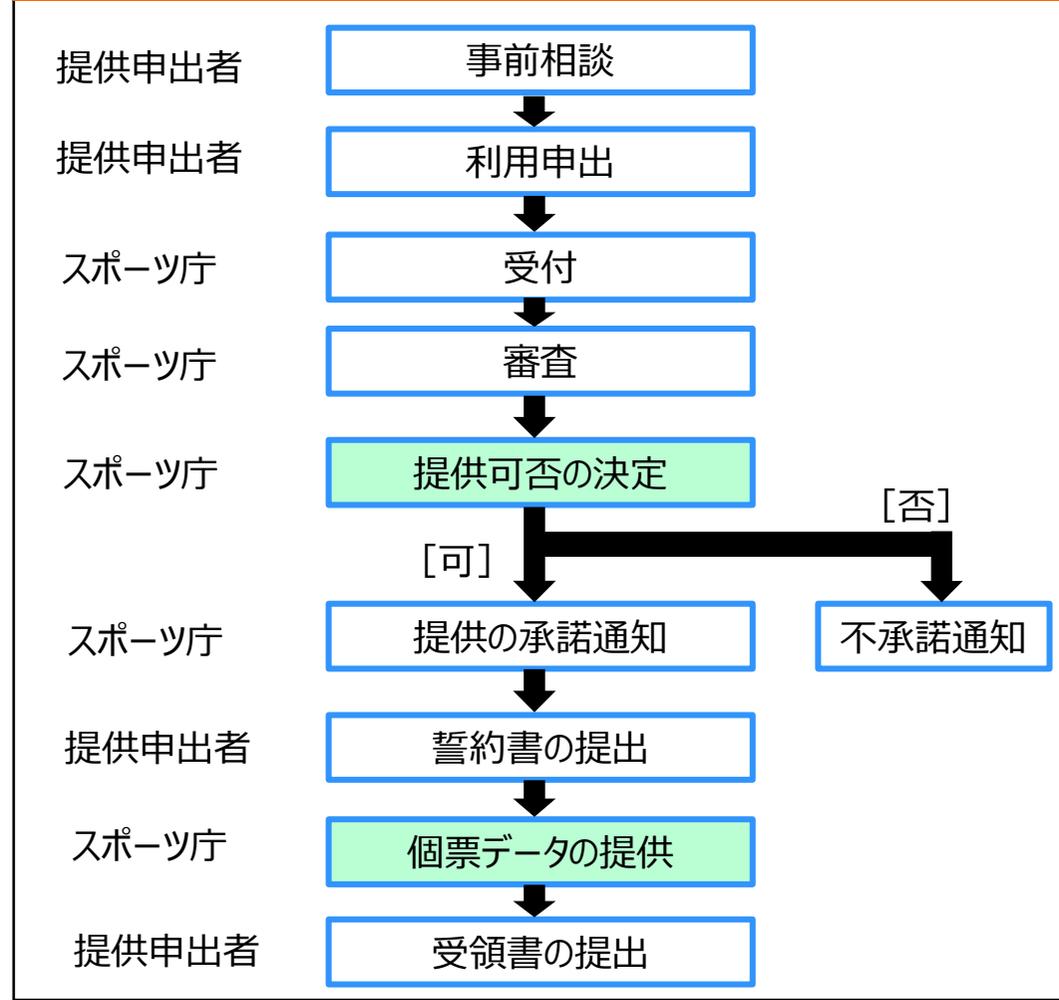
①児童生徒ローデータ、②学校ローデータ、③教育委員会ローデータ

※提供期間は基本的に学術研究の場合は、1年間、施策推進の場合は、2年間。提供期間終了後は、データの消去を行った上、データ措置報告書提出してもらいデータ消去の確認を行う。また、①児童生徒ローデータについては、各学校内で個人を特定するために付与した番号を除いている。

個票データ提供スケジュール



個票データ提供手続きのフロー



提供する個票データの詳細

① 児童生徒

- 年度
- 管理番号
- 国公立区分
- 性別
- 握力
- 上体起こし
- 長座体前屈
- 反復横とび
- 持久走
- シャトルラン
- 五十m走
- 立ち幅とび
- ボール投げ
- 身長
- 体重
- 質問紙調査の回答
- 標準体重
- 肥満度カテゴリー
- 肥満度Percent
- 握力得点
- 上体起こし得点
- 長座体前屈得点
- 反復横とび得点
- 持久走得点
- シャトルラン得点
- 持久走・シャトルラン得点
- 五十m走得点
- 立ち幅とび得点
- ボール投げ得点
- 体力合計点
- 総合評価
- 一週間の総運動時間
- 一週間の総運動時間カテゴリー
- 部活動の総運動時間

② 学校

- 年度
- 管理番号
- 国公立区分
- 校種
- 全校人数男子
- 全校人数女子
- 内特別支援学級人数男子
- 内特別支援学級人数女子
- 該当学年人数男子
- 該当学年人数女子
- 内特別支援学級該当学年人数男子
- 内特別支援学級該当学年人数女子
- 該当学年学級数
- 内特別支援学級該当学年学級数
- 特別支援学校全校人数男子
- 特別支援学校全校人数女子
- 特別支援学校該当学年人数男子
- 特別支援学校該当学年人数女子
- 特別支援学校該当学年学級数
- 回答者職
- 回答者職_その他
- 質問紙調査の回答

③ 教育委員会

- 入力番号
- 年度
- 教育委員会コード
- 教育委員会名
- 教育委員会区分
- 学校数_小学校
- 学校数_中学校
- 学校数_義務教育学校
- 学校数_中等教育学校
- 学校数_特別支援学校
- 指導主事数
- 質問紙調査の回答

※ 個票データを提供する際には、管理番号に紐付いた県コード、政令指定都市コード、学校コードも提供する。

**「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の個票データの提供に係る
ガイドライン**

令和5年3月31日決定

スポーツ庁

目 次

第 1	目的	1
第 2	用語の定義	1
1	1 個票データ	1
2	2 申出者	1
3	3 利用者	1
4	4 公的機関	1
第 3	個票データの提供に際しての基本原則	2
1	1 本調査の目的に沿った提供	2
2	2 個票データの提供に際しての秘密保護及び適正管理の確保	2
第 4	個票データの提供	3
第 5	個票データの利用申出手続	3
1	1 あらかじめ明示しておくべき事項	3
2	2 事前に説明・確認しておくべき事項	4
3	3 申出書の作成単位等	4
4	4 申出者の範囲	4
5	5 代理人による申出	5
6	6 利用申出の期間と方法	5
7	7 申出書の記載事項及び添付資料	5
第 6	利用申出に対する審査・決定について	6
1	1 個票データの審査・決定について	6
2	2 個票データ利用申出の審査基準	6
第 7	審査結果の通知	10
1	1 利用申出について承諾する場合	10
2	2 利用申出について承諾しない場合	10
第 8	提供承諾後の個票データの提供の手続について	10
1	1 提供承諾後の提出書類	10
2	2 個票データの提供方法	10
第 9	提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	10
1	1 総則	10
2	2 利用者の変更	11
3	3 利用期間の延長	11
4	4 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合	12
第 10	利用後の措置等	12
第 11	申出者による研究成果等の公表	12
第 12	利用実績報告書の作成・提出	12
1	1 利用実績報告書の提出	12
2	2 利用実績の公表	13

第 13	不適切利用への対応	13
1	契約違反の場合	13
2	他の制度との連携	13
第 14	スポーツ庁による実地監査	13
第 15	文部科学省による利用についての適用除外	14
第 16	ガイドラインの施行時期	14

第1 目的

『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の個票データの提供に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、スポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下、「本調査」という。）の個票データの提供に係る利用申出手続、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、スポーツ庁がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第2 用語の定義

1 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、以下の3種類とする。

（1）児童生徒ローデータ

児童生徒ごとに、実技に関する調査及び質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの（各学校内で個人を特定するために付与した番号を除いたもの）

（2）学校ローデータ

学校ごとに学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの

（3）教育委員会ローデータ

教育委員会ごとに教育委員会質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの

2 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき個票データの提供を求める者をいう。

3 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、提供を受けた個票データを取り扱う者として、本調査の個票データの提供に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載された者をいい、申出者及び外部委託先で個票データを取り扱う者を含む。

4 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

第3 個票データの提供に際しての基本原則

1 本調査の目的に沿った提供

(1) 個票データの利用目的の確認

スポーツ庁は、申出のあった個票データの利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。）であって、以下の①又は②のいずれかに該当することを確認する。

- ①我が国の児童生徒の体力向上又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。
- ②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

(2) 個票データを用いた研究等の成果の公表における要配慮事項

本調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、国及び教育委員会における子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要がある。このため、利用者は、本調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、学術研究振興又は施策推進を目的とした個票データの利用（以下、総称して「研究等」という。）の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。

なお、研究等の成果の公表に当たって、利用者は、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないなど、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

- ①公表される研究等の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
- ②公表される研究等の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

2 個票データの提供に際しての秘密保護及び適正管理の確保

(1) 利用者による誓約事項

スポーツ庁は、個票データの提供に当たっては以下の①から③までを、利用者に誓約させること、及び誓約に反した場合には、第13に規定する措置をとることをあらかじめ利用者に明示する。

- ①提供を受けた個票データを、あらかじめ申出書に記載し認められた目的にのみ用いること。
- ②研究等の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要があること。
- ③提供を受けた個票データを用いた研究等の成果の公表において、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないこと。
- ④本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

(2) 利用者が個票データを利用する際の措置

実施要領において、調査結果のうちスポーツ庁が自ら公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うことと定めている。

個票データも当該不開示情報に該当するものであることから、利用者は、このことを踏まえ、個票データの利用、保管及び管理に当たっては、個人情報を含む情報の安全管理等と同等の措置を講じる等の適切な措置を講じること。

(3) 個票データを用いた研究等の全部又は一部を外部委託する場合の措置

申出者は、個票データを用いた研究等のうち、その内容について第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）が審査において認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び別に定める「個票データの提供利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守することを求め、委託先において個票データを利用する者全員から、個票データの利用に関する誓約書（利用者が利用条件（利用規約及び個票データの提供に当たって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名したものをいい、以下「誓約書」という。）を提出させること。

ただし、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

外部委託を行う場合においては、受託者が利用者として、誓約書をスポーツ庁に提出することを条件とし、委託者は当該受託者を充分監督し、作業終了後は速やかに個票データ及び中間生成物を消去させなければならないものとする。また、ガイドライン第 6 の 2（4）に基づき、受託者も個票データの利用場所及び適正管理措置に関する事項をすべて満たさなければならないものとする。

第 4 個票データの提供

スポーツ庁は、個票データを、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り提供することができる。

個票データの利用期間（スポーツ庁が個票データを提供した日からデータの消去を行った上、データ措置報告書をスポーツ庁に提出するまでをいう。以下同じ。）は、1 年間を上限とする。なお、施策推進を目的とした利用については、2 年間を上限とすることができる。

第 5 個票データの利用申出手続

1 あらかじめ明示しておくべき事項

個票データの利用申出手続を行うに当たって、本ガイドライン及び利用規約に定める事項の他に、利用者があらかじめ知しておくべき事項は以下のとおりである。スポーツ庁は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。

- ① 個票データの提供は、申出者及び利用者との間に成立する個票データの提供に関する契約（以下「本契約」という。）に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外

であること。

- ②個票データは、情報公開法第5条第6号に規定にする不開示情報に該当すること。
- ③やむを得ない事情により、個票データの提供が遅れる場合があり得ること。
- ④その他個票データの提供に当たり、必要と考えられる事項

2 事前に説明・確認を要する事項

申出者に対し、申出手続に際してスポーツ庁が事前に説明・確認しておくべき事項は次の事項である。

- ①第5の1に定めた事項の承諾
- ②本ガイドライン及び利用規約に定める事項であって利用者が順守すべき事項
- ③申出書等の各様式の記載方法及び必要な手続
- ④利用目的、利用者、利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項並びに添付書類
- ⑤審査基準
- ⑥提出予定の申出書の内容（必要に応じ、審査基準に適合させるための助言）

3 申出書の作成単位等

(1) 申出書の作成単位について

申出書は、提供するか否かの判断基準となる利用目的ごとに作成するものとする。

(2) 個票データの取扱い単位について

個票データの提供については、申出書の内容に応じてスポーツ庁が適宜判断して区分した個票データの1ファイルごとに1件として取り扱う。なお、1件の個票データのファイルを複数の利用者に提供する場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う。

(3) 提供する個票データの複数複製の禁止

管理責任を明確化する観点から、提供された個票データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定する。

4 申出者の範囲

(1) 学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲

学術研究振興を目的として個票データを利用する場合の申出者の範囲は、国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者（当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）に限るものとする。なお、個票データの利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

- ①公的機関
- ②独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）
- ③地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- ④大学及び高等専門学校

- ⑤大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）
- ⑥科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなされる機関

(2) 施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲

施策推進を目的として個票データを利用する場合の申出者の範囲は、公的機関、独立行政法人及び地方独立行政法人に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。なお、個票データの利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

5 代理人による申出

代理人による申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者からの委任状など代理権を証明する書類を有している者であることを要件とする。

6 利用申出の期間と方法

スポーツ庁は、申出書の受付を年に 2 回程度、一定期間ごとに行うこととし、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出もしくは、電子メールでの提出を求めるものとする。

具体的な受付期間及び受付窓口等については、スポーツ庁のホームページにて事前に公表するものとする。

7 申出書の記載事項及び添付書類

申出者は、スポーツ庁が別に定める様式に従い (1) の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、(2) の事項を記載した書類を添付するものとする。なお、(2) ③については、申出者以外の利用者が申出者と異なる機関や施設等で個票データを取り扱う場合においては、当該機関や施設等に係る書類も添付するものとする。

(1) 個票データの申出書

- ①申出者の氏名、所属機関名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）
- ②申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン、利用規約及びスポーツ庁が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④個票データを利用した研究等を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤研究等の名称
- ⑥研究等の概要（研究等の内容、個票データの利用目的、個票データの利用方法、作成する資料等の内容等）※第 3 の 1 (1) ①又は②について、その目的とする具体的な対象及び内容
- ⑦第 3 の 1 (2) についての具体的な配慮の方法
- ⑧他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑨外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性
- ⑩研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑪過去の研究等の実績（⑨の記載事項と関連する分野での過去の研究等の実績）
- ⑫提供を希望する個票データについて、対象となる調査年度及びファイルの種類
- ⑬個票データの利用期間

- ⑭必要なファイル数
- ⑮個票データの利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに個票データの保管・管理方法
- ⑯個票データを取り扱う者全員（利用者及び外部委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所
- ⑰現に提供を受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に別途申出を予定している個票データの調査年度、ファイルの種類、期間
- ⑱過去の提供履歴
- ⑲その他必要な事項

(2) 添付書類

- ①所属機関が個票データを利用した研究等を行うことを承認していることを証明するもの（利用者の職名の記載があるもの）
- ②申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ③個票データの適正管理措置のうち、第6の2(4)①(i)、(ii)、(V)から(vii)が確認できる書類（情報システムの安全管理に関する方針、情報セキュリティマネジメントシステムの実践、アクセス管理規程、情報システムに関する運用管理規程 等）
- ④代理人が利用申出手続を行う場合、申出者からの代理権を証明する書類（代理人の氏名、所属機関名、職名及び連絡先等を記載すること）
- ⑤代理人が利用申出手続を行う場合、代理人の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ⑥必要に応じ、研究等の内容に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧
- ⑦必要に応じ、過去の研究等の実績を証明する書類
- ⑧必要に応じ、個票データの利用者が所属する機関の在職（在学）証明書
- ⑨必要に応じ、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し
- ⑩必要に応じ、当該利用目的の公益性を裏付ける書類
- ⑪その他必要な書類

第6 利用申出に対する審査・決定について

スポーツ庁は、個票データの利用申出に対する提供の諾否について、審査を行った上で、決定するものとする。

1 個票データ提供の審査・決定について

個票データの利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に規定する書類に基づいて、2に定める審査基準に基づき、行う。

2 個票データ利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法

以下の①から④までの全てが確認できること。

- ①個票データの利用目的について、研究等を目的とするものであり、かつ第3の1(1)①又は②に該当するものであること。

- ②第3の1(2)に定める配慮事項に十分配慮していること。
- ③本ガイドラインに基づき提供を受けた個票データを用いた研究等の成果の公表において、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないものとするを了承していること。
- ④データの分析目的及び方法が、特定の個人、学校を識別するものではないこと。

(2) 利用の必要性

個票データを利用する必要性が、以下の①から③までに即し、認められること。

- ①利用する個票データの範囲及び個票データから分析を行う事項が適切かどうか。
- ②個票データの利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③個票データの利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

(3) 過去の実績等

申出内容が、利用者の過去の研究等の実績並びに所属機関の過去の研究等の実績及び人的体制を勘案して、実行可能であること。

(4) 個票データの利用場所及び適正管理措置の内容

全利用者について、個票データの利用場所及び適正管理措置の内容に関する以下の①から④までの事項全てを満たすこと。

①組織的管理措置

- (i) 所属機関が、個人情報保護に関する方針及び個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
- (ii) 所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステムを実践していること。例えば、情報システムで扱う情報を全てリストアップした上で、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持するとともに、リストアップした情報をリスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること等。
- (iii) 所属機関が、情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む。）の限定を行い、その権限及び責務並びに業務について明確化を図っていること。また、所属機関の管理者が、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるとともにその実施状況を監督すること。
- (iv) 所属機関が、個人情報が参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めること。
- (v) 所属機関が、情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- (vi) 所属機関が、情報システムに関する運用管理規程において次の内容を定めること。
 - ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
 - ・ 利用者等の体制
 - ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
 - ・ リスクに対する予防及び発生時の対応の方法
 - ・ 機器を用いる場合は機器及び記録媒体の管理方法

(vii) 所属機関が、個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定及び具体的な破棄の方法を含めること。

②人的管理措置

(i) 個票データの適正な取扱いについての理解と関係規定の遵守の徹底が図られるよう、利用者に対して必要な教育が行われていること。

(ii) 研究者、公的機関に所属する常勤の役職員及び教育責任者以外の者が利用者に含まれている場合、当該者に個票データの保管及び管理をさせないようにすること。

③物理的管理措置

(i) 個票データの利用、保管及び管理場所が、申出書に記載された日本国内の施錠可能な物理的な場所に限定されていること。

ただし、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程においてその持ち出しに関する方針や管理方法を定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずること。

(ii) 個票データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じるとともに、入退管理を実施すること。

(iii) 個票データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずること。

(iv) 個票データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、読み出し可能な情報が残存しないことを確認すること。

④技術的管理措置

(i) 個票データは、あらかじめ申出書に記載された利用者のみが使用すること。個票データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者限定されるよう、個票データを利用、保管及び管理する情報システムに識別や主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずること。

(ii) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行い、個票データの不正利用の有無の確認措置を講ずること。

(iii) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムを、インターネット等の外部ネットワークに接続する場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

(iv) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずること。

(5) 個票データの分析結果の公表の有無

学術研究振興を目的として個票データを利用する場合には、学術論文等の形で研究成果が公表される予定であること。この場合、研究成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。

施策推進を目的として個票データを利用する場合には、何らかの方法で研究成果が公表されるものであること。

(6) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、所属機関名及び職名を添付書類により確認できること。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が利用申出手続を行う場合には、申出者からの代理権を証明する書類における代理人の氏名、所属機関名及び職名を添付資料により確認できること。

③ 提供を希望するファイルの種類、期間

対象となる調査年度、個票データのファイルの種類（児童生徒ローデータ、学校ローデータ、教育委員会ローデータ）、提供を希望する期間等が確認できること。また、提供を希望する期間が、その利用に必要な最小限の期間となっていること。

④ 必要ファイル数

第5の3(2)及び(3)を踏まえ、利用者数に照らして必要なファイル数が適切であること。

⑤ 利用者

利用者について氏名及び所属機関名が申出書に記載されており、研究等の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、第13に規定する提供を禁止された者の利用は認めない。

(7) 他のデータとの照合を行う必要性

他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び必要性が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

(8) 外部委託を行う合理性

研究等の全部又は一部を外部委託する場合は、その範囲、内容及び必要性が、研究等の実施に合理的であると認められること。また、委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び利用規約を遵守することを求め、委託先において個票データを利用する者全員から誓約書を提出させること。

(9) 所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

第7 審査結果の通知

スポーツ庁は、申出者に対して、文書により個票データの提供の諾否について通知する。

1 利用申出について承諾する場合

スポーツ庁が定める個票データの提供に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知することとする。
なお、やむを得ない事情により、本規定に基づき通知した提供予定時期より実際の提供時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに申出者に連絡するものとする。

- ①個票データの提供を行う旨
- ②提供予定時期及び提供期間
- ③提供するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容
- ④その他スポーツ庁が必要と認める事項

2 利用申出について承諾しない場合

スポーツ庁が定める個票データの提供に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知する。

第8 提供承諾後の個票データの提供の手続について

1 提供承諾後の提出書類

承諾された申出について、利用者全員が、誓約書を提出するものとする。

2 個票データの提供方法

スポーツ庁は、1の書類を受理した後に、申出者に対して個票データを提供するものとする。個票データの提供を受けた申出者は、速やかに受領書を受付窓口に提出しなければならない。

また、個票データの提供に際しては、当該データが漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、スポーツ庁は、提供する個票データのファイルごとに必要な措置を講じることができる。

第9 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総則

スポーツ庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) スポーツ庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちにスポーツ庁に届け出る。

- ①利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ②利用者の姓に変更が生じた場合
- ③利用者を除外する場合
- ④成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤利用期間の延長を希望する時点において、公表に係る手続が進行中の場合
- ⑥スポーツ庁の指摘に基づき、利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑦利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

(2) (1) 以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書

により申出を行うことができる。

スポーツ庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、所属等変更届出書により届出手続を行い、除外される利用者が利用していた個票データが存在する場合は、個票データの利用期間が終了するまでの間、申出者が適切に管理し、他の個票データの消去（個票データの消去を行った上、データ措置報告書をスポーツ庁に提出することをいう。以下同じ。）に併せて第11の規定に基づいて個票データの消去を行う。

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行うこととし、スポーツ庁は、追加又は交代の理由が妥当かどうかについて判断し、その結果を第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

上記通知後、追加された又は交代した利用者の誓約書の提出をもって、個票データの利用を認める。

3 利用期間の延長

申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、スポーツ庁は、以下の手続により、最長1年間を上限として、1回に限り延長を認めることができる。

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

延長を希望する申出者は、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書をスポーツ庁に提出するものとする。ただし、利用期間の延長を希望する時点において、成果の公表に係る手続が進行中の場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちにスポーツ庁に届け出ることにより代えることができる。

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、スポーツ庁は、以下の①～④の審査基準に基づき、延長の諾否について決定する。

- ①延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ②利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件等の、利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③延長理由から判断して、延長期間が最小限度に限られていること。
- ④利用期間の延長を希望する個票データについて、初回の延長申出であること。

(3) 諾否の通知

スポーツ庁は、延長を承諾する場合はその旨を、延長を承諾しない場合はその理由と併せてその旨を、申出者に通知する。

4 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類（組織的管理措置に係る書類等）の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類をスポーツ庁へ提出するものとする。

第10 利用後の措置等

申出者は、個票データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等へ出力した個票データ及び中間生成物のデータ、紙媒体等保存形式の如何を問わず消去しなければならない。

その上で、申出者は、個票データの消去を行わなければならない。

なお、将来、当該研究等の成果について再検証等が必要になった場合には、その都度、個票データの提供の申出を行うこととし、スポーツ庁は過去に提供した個票データについて適切に記録を保存することとする。

第11 申出者による研究成果等の公表

申出者は、個票データを利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式でスポーツ庁へ報告するものとし、スポーツ庁は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を確認するものとする。

- ①当該研究等の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか
- ②実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、情報公開法第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか
- ③第3の1(2)の「個票データを用いた研究等の成果の公表における要配慮事項」に違反する内容が含まれていないか

第12 利用実績報告書の作成・提出

1 利用実績報告書の提出

(1) 研究等の成果を公表した場合

申出者は、研究等の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その成果の概要について、スポーツ庁に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

(2) 公表ができない場合

利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等の成果を公表できない場合には、申出者は、その理由を利用実績報告書によりスポーツ庁へ報告する。

なお、公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、第13に該当することとなる。

2 利用実績の公表

スポーツ庁は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表するものとする。

第13 不適切利用への対応

1 契約違反の場合

(1) 違反内容

スポーツ庁は、利用者が以下に該当する行為を行った場合は、本契約に違反するものとし、その内容に応じて、(2)に定めるとおり対応するものとする。なお、申出者において利用者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取扱うものとする。

- ①期限までに個票データの消去の措置を行わない。
- ②個票データを申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した。
- ③個票データを紛失・漏えいした。
- ④承諾された利用目的以外の利用を行った又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った。
- ⑤その他（上記以外の法令違反、本契約違反、本ガイドライン、利用規約、誓約書、申出書に違反する行為及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

(2) 対応内容

スポーツ庁は、その提供した個票データの利用に関し、(1)の①から⑤までのいずれかの事態が生じていることが判明した場合は、速やかに申出者に連絡し、利用の取消し、個票データの消去及び複製データの消去を求める。また、(1)の②から④までの場合については、利用者による成果物の公表を禁止し、以後、他の個票データの提供を禁止することとする。なお、本契約違反について所属機関の責に帰すべき特段の事情があると認める場合には、所属機関に属する他の利用者に対しても個票データの提供を行わないものとする。

その上で、スポーツ庁は、事前に当該利用者の意見（経緯、不適切利用の状況等）を聞いた上で、必要な場合には当該利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

また、(1)の⑤の場合には、上記の対応を参考として、所要の措置を講じるものとする。

2 他の制度との連携

統計法（平成19年法律第53号）第33条及び同法第33条の2に基づく調査票情報の提供、同法第34条に基づく委託による統計の作成において、法令又は本契約違反により提供禁止措置等がとられている場合、同様の期間の間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して、個票データの提供を行わないものとする。

第14 スポーツ庁による実地監査

利用者は、スポーツ庁が必要に応じて個票データの利用場所への立入りを求めることがあり得ること、及びその場合には、スポーツ庁の職員及びスポーツ庁が適切と認めた第三者による利用場所及び保管場所への立入りを認めることを、あらかじめ利用規約で承認することとする。

第 15 文部科学省による利用についての適用除外

文部科学省（文部科学省設置法に定める外局を含む。）が、その所掌する事務の範囲内で政府が開催する審議会等に提出する資料作成のため、又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究を行うために集計結果データを利用する場合については、本ガイドラインの適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第 16 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

個票データの利用規約

令和5年3月31日
スポーツ庁政策課企画調整室

(総則)

- 第1条 本規約は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査(以下「本調査」という。)の個票データの提供に関する申出に対するスポーツ庁政策課企画調整室(以下「スポーツ庁」という。)からの承諾通知を受けた申出者及び利用者とスポーツ庁の契約(個票データの提供に関する契約。以下「本契約」という。)の内容を定めるものである。
- 2 本規約において使用する用語は、本規約において特別の定めがある場合を除き、本調査の個票データの提供に係るガイドライン(令和5年3月31日決定)(以下「ガイドライン」という。)において使用する用語の例による。
 - 3 本契約は、スポーツ庁に承諾された申出について、研究等を目的とする場合は利用者全員が、誓約書をスポーツ庁に提出したときに成立する。ガイドライン、本規約、誓約書、申出書、承諾通知書の内容が、本契約の内容を構成するものとする(以下、本契約、ガイドライン、本規約、誓約書、申出書、承諾通知書を総称して「本契約等」という。)
 - 4 個票データを提供するために必要な一切の手段については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第54条第2項、本契約等に特別の定めがある場合を除き、スポーツ庁がその責任において定める。
 - 5 利用者及びスポーツ庁は、本契約等の定めに基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
 - 6 本契約等に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 7 本契約の履行に関して利用者及びスポーツ庁で用いる言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(個票データの提供及び利用)

- 第2条 スポーツ庁は、本契約の成立後、本契約等の定めに基づき、申出者に対し、申出書に記載された個票データを提供する。
- 2 スポーツ庁は、やむを得ない事情により、前項に基づく個票データの提供時期が遅延する場合には、申出者に対し、遅滞なく連絡するものとする。なお、申出者は、個票データの提供が遅延した場合、申出書に記載された個票データの利用期間の延長を求めることができ、この場合の延長日数は、スポーツ庁と協議の上決定される。
 - 3 スポーツ庁が提供する個票データは、その情報の選択及び体系的な構成をスポーツ庁が自ら

決定するものであり、当該個票データの著作権その他の知的財産権(データベースの著作物として保護を受ける場合の権利を含むが、それに限られない。)は、スポーツ庁に帰属するものとする。

- 4 申出者に提供された個票データは、申出書に記載された利用者の範囲に限り、本契約に従い、利用することができるものとする。
- 5 利用者は、ガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、本契約により提供した個票データに関するスポーツ庁の指示(利用の停止指示を含む。)に従うものとする。

(保管・管理)

第3条 利用者は、提供を受けた個票データの消去(個票データの消去を行った上、データ措置報告書をスポーツ庁に提出することをいう。以下同じ。)をするまで、本契約等に記載された保管・管理方法及びスポーツ庁により指示を受けた保管・管理方法に基づき適正に保管・管理するものとする。

- 2 利用者は、1回に限り、個票データの1ファイルを別の記憶装置に複製・保存することができ、当該装置の複製・保存されたファイルを消去しない限り、別の記憶装置への複製・保存はできない。なお、個票データが別の記憶装置に複製・保存された場合には、当該複製・保存されたファイルも、本契約において提供を受けた個票データとして扱われるものとする。
- 3 前2項の規定は個票データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

第4条 利用者は、個票データの利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 個票データを利用する際は申出書に記載した範囲内での利用に限定し、申出書に記載のない方法による利用(第三者への譲渡、貸与を含む。)は行わないこと
- 二 いかなる場合も、提供された個票データを用いて特定の個人、学校又は設置管理者を識別する分析を行わないこと
- 三 提供された個票データを用いた研究等の成果の公表において、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないこと
- 四 個票データの提供に関する承諾通知書において、スポーツ庁が個票データの利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること
- 五 個票データの提供は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、スポーツ庁の判断として運用を停止し、提供した個票データの利用の停止及び個票データの消去を求めることがあり得ること

(外部委託)

第5条 申出者は、個票データを用いた研究等のうち、外部委託が当該研究等の実施に合理的であると認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、本契約等に定める事項を遵守することを求める等の適切な措置を講じ

ること。

なお、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

- 2 前項の外部委託を行う場合においては、受託者が利用者として、誓約書をスポーツ庁に提出することを条件とし、委託者は当該受託者を充分監督し、作業終了後は速やかに個票データ及び中間生成物を消去させなければならないものとする。
- 3 第1項の外部委託を行う場合においては、ガイドライン第6の2(4)に基づき、受託者も個票データの利用場所及び適正管理措置に関する事項をすべて満たさなければならないものとする。

(申出書記載事項の変更)

第6条 申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届書をスポーツ庁に提出するものとする。

- 一 利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- 二 利用者の姓に変更が生じた場合
- 三 利用者を除外する場合
- 四 成果の公表形式を変更する場合(公表する学会誌の変更等)
- 五 利用期間の延長を希望する時点において、公表に係る手続が進行中の場合
- 六 スポーツ庁の指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- 七 利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

2 前項及び次条第2項ただし書以外の場合は、申出者は、原則として改めて申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができるものとする。

3 前項の申出書記載事項の変更を行った場合において、利用者は、当該変更についてスポーツ庁から承諾の通知がない限り、当該変更に基づく個票データの利用をしてはならない。

4 第2項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、利用者はスポーツ庁より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第7条 利用者は、スポーツ庁から通知された個票データの提供に関する承諾通知書に記載された提供期間においてのみ個票データを利用できるものとする。

2 利用期間の延長を希望する申出者は、ガイドライン第9の3(1)に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書をスポーツ庁に提出するものとする。利用期間の延長については、延長理由等ガイドライン第9の3(2)の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。

ただし、利用期間の延長を希望する時点において、成果の公表に係る手続が進行中の場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認

できる書類を添えて、直ちにスポーツ庁に届け出ることにより代えることができるものとする。

- 3 利用期間を超過した場合（申出者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、スポーツ庁は申出者に対し速やかに当該個票データの消去を求めるものとする。

（実地監査等）

第8条 スポーツ庁は、自ら又は適切な第三者を指定して、個票データの利用状況及び保管・管理状況について全利用者（外部委託する場合は委託先も含む。）に対して実地監査を行うことができ、全利用者の業務時間内において全利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、スポーツ庁は、必要に応じてその職員又は指定した第三者を全利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、全利用者は、これに応じるものとする。

- 3 スポーツ庁が申出者に個票データの利用状況及び保管・管理状況の報告を求めた場合には、申出者は1週間以内に個票データの保管・管理状況に関する報告書を提出するものとする。

- 4 第1項の監査を行う場合、スポーツ庁は監査を行う旨を必要に応じて事前に申出者に通知するものとする。

（個票データの紛失・漏えい等）

第9条 申出者は、個票データを紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかにスポーツ庁へその内容及び原因を報告し、スポーツ庁の指示に従うものとする。

- 2 前項における紛失の原因が災害、事故その他の申出者の合理的支配を超えた事由である場合において、申出者が再度提供を希望する場合は、スポーツ庁と協議の上、必要な手続等を行うものとする。

（利用者の表明保証等）

第10条 利用者は、申出書、個票データの保管・管理状況に関する報告書、研究等の終了後に提出する利用実績報告書その他個票データの提供に当たってスポーツ庁に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証するものとする。

- 2 利用者は、前項記載のスポーツ庁に対して提出した書類、その他スポーツ庁に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するものとする。

- 3 利用者は、本契約等に定める手続を経ることなく、申出書に記載された事項を変更しないことを約するものとする。

（提供した個票データの処理）

第11条 申出者は、個票データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、ガイドライン第10に基づき、直ちに、集計等のためにハードディスク等の

記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データの消去及び中間生成物のデータ、紙媒体等保存形式の如何を問わず消去しなければならない。

- 2 申出者は、個票データを利用した研究等の終了後(申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後)、90日以内に利用実績報告書によりスポーツ庁へ利用実績を報告するものとする。
- 3 利用期間終了前にスポーツ庁が個票データの消去を請求したとき(利用者による本契約の違反又はスポーツ庁の判断による個票データの提供の停止の場合を含む。)は、前2項に定める消去の手續に従わなければならない。
- 4 利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の計画の中止その他の真にやむを得ない事情により、当該研究等の目的の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告しなければならない。

(成果の公表)

第12条 申出者は、個票データを利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、スポーツ庁の確認(序列化や過度な競争が生じないか、特定の個人や学校、地方自治体が特定されないか、序列化や過度な競争が生じないか等)を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第11に規定する、スポーツ庁への報告の時期は、公表前であって、かつ、内容の変更が可能な時期であることとする。

- 2 前項の公表にあたっては、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者(利用者以外の者をいう。以下同じ。)に識別されないように十分配慮するものとする。このため、利用者は、本ガイドラインに基づき個票データの提供を受けた場合、当該個票データを用いた研究等の成果の公表においては、管理番号、学校コード、学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしてはならないものとする。また、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

①公表される研究等の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。

②公表される研究等の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

によらなければならない。

- 3 当該公表に際して、利用者は、個票データの提供による成果物である旨を、公表物に明記するものとする。
- 4 当該公表に際して、利用者は、個票データを基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、スポーツ庁が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。

- 5 第1項において、申出書に記載した公表時期に公表できない場合は、記載事項変更依頼申出書の提出及びその時点における成果をスポーツ庁に報告の上、スポーツ庁が必要と認めた場合、公表時期を変更できるものとする。

(解除)

第13条 スポーツ庁は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、申出者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 申出者が本契約に基づく表明保証の違反を含め、本契約に違反し、スポーツ庁が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、スポーツ庁において是正が不可能と判断したとき
- 二 利用者において、個票データの取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があるとスポーツ庁が判断したとき
- 三 申出書に記載された研究等の目的が達成できる見込みがないとスポーツ庁が判断したとき
- 四 申出者がスポーツ庁に対し、申出書記載事項の変更の申出を行い、スポーツ庁において、審査の結果、これを不承認としたとき
- 五 利用者による本契約の違反その他の不適正な利用状況により、利用者が個票データの利用を行うことが不適切であるとスポーツ庁が判断したとき

(契約に違反した場合の措置)

第14条 スポーツ庁は、利用者が本契約に違反した場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、ガイドライン第13の措置をとることができる。また、利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意するものとする。

- 2 利用者又はこれらと関係する者が本契約に違反して個票データの利用を行うことにより利益を得た場合には、当該利用者又はこれらと関係する者はスポーツ庁の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、スポーツ庁の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約罰として納付しなければならない。
- 3 利用者が前項の違約罰をスポーツ庁の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 4 前3項において、申出者以外の利用者が違反した場合であっても、申出者において利用者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取扱うものとする。

(スポーツ庁の免責等)

第15条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、個票データの抽出方法による技術的な問題、提供に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申出に係る個票データの提供が遅れ、又はこれを提供せず、一旦提供した場合であっても、その返却を求めなければならない場合があることを予め了承し、これらにつき、スポーツ庁は利用者に対し何ら責任を負わない。

- 2 利用者は、個票データが本調査の調査目的を達成するため調査結果を活用することを目的として作成されているものであり、必ずしも研究等のための利用を考慮に入れたものでないことを

了解した上で、本調査の個票データの提供に関する申出又は利用を行うものとする。

- 3 スポーツ庁は、個票データの蓄積保管に最善の義務を尽くすが、その性質上、内容につき、何らの保証がないものであることを利用者は了承し、利用者が個票データを利用したことにより、利用者が何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、スポーツ庁は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が個票データを用いて作成した資料その他の研究等の成果に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、スポーツ庁は一切の責任を負わないものとする。
- 5 本契約に違反した利用者による個票データの利用により権利を侵害された第三者からスポーツ庁に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、スポーツ庁は当該賠償額相当について当該利用者へ求償することができるものとする。

(契約終了後の措置)

第16条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第17条 利用者及びスポーツ庁は、本契約等に定めのない事項、各条項等の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

個票データの提供に関する申出書

令和 年 月 日

スポーツ庁次長 ○○ ○○ 殿

① 申出者	
(氏名)	
(所属機関名・職名)	
(電話番号)	
(電子メールアドレス)	
② 所属機関	
(所属機関名)	
(所在地)	〒
(電話番号)	
(電子メールアドレス)	
(代表者又は管理者の氏名)	
③ ガイドラインの了承の有無	
<input type="checkbox"/> 本申出書は全国体力・運動能力、運動習慣等調査の個票データの提供に係るガイドライン、利用規約及び個票データに関し、スポーツ庁が事前に説明・確認した内容（ウェブサイト等で周知した内容を含む。）を了承した上で提出するものです。	
④ 所属機関の了承の有無	
<input type="checkbox"/> 本申出書は所属機関の承認の下に提出するものです。	
<small>※ 所属機関による承認書（様式1-3）、または同様の内容を証明できる資料を添付すること。</small>	

個票データの利用目的等 ※該当するもの一つに○を付ける。

1. 学術研究振興 / 2. 施策推進

※以下、⑤～⑨について本様式には概要を記載し、詳細を別紙（様式自由）にて提出すること。

⑤ 学術研究振興又は施策推進の名称	
⑥ 学術研究振興又は施策推進の概要（内容、利用目的、利用方法、作成する資料等の内容等）	※ガイドライン第3の1(1)①又は②について、目的とする具体的な対象及び内容を含めること。
⑦ ガイドライン第3の1(2)について、具体的な配慮の方法	
⑧ 他の情報との照合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有りの場合、以下を記載。 データの名称 () データの内容 () 照合を行う必要性 ()
⑨ 外部委託等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （外部委託等先の名称：) ※有りの場合、以下を記載。 外部委託する内容 () 外部委託の必要性 ()

<p>⑩ 成果の公表時期及び方法並びに発表予定の内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 論文（予定時期 年 月）</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書（予定時期 年 月）</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等での公表（予定時期 年 月； 予定時期 年 月）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（予定時期 年 月：具体的な公表方法）</p> <p>※予定しているものを全て記載すること。</p> <p>発表予定の内容</p> <p>※公表する予定の図表、帳票の形式等も含めること。</p>	
<p>⑪ 利用者又は所属機関の本申出書に記載された学術研究振興又は施策推進の過去の実績</p>		
<p>提供する個票データの内容</p>		
<p>⑫ 提供を希望するデータ ※希望するデータの種類のみにチェック。</p>		
<p>ファイルの種類</p> <p><input type="checkbox"/> 児童ローデータ</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒ローデータ</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校ローデータ</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校ローデータ</p> <p><input type="checkbox"/> 教育委員会調査ローデータ</p>	<p>調査年度</p> <p>令和5年度</p>	<p>⑭ ファイル数</p> <p>※使用 PC ごとに1ファイル。</p>
<p>⑬ 個票データの利用期間</p> <p>希望する提供開始時期：〇〇年〇〇月</p> <p>提供期間：利用開始日より〇〇か月</p> <p>※利用目的が学術研究振興、の場合は上限1年間、施策推進の場合は上限2年間。</p>		

個票データの利用場所、保管場所及び管理方法

⑮ 管理方法等

データの管理方法等（様式 1 - 2）の全ての項目にチェックを入れた。

※①組織的管理の内、(i), (ii), (v), (vi), (vii)については裏付けとなる規約等を添付すること。

⑯ 個票データを取り扱う者全員について

※申出者を含む利用者全員について、個票データの利用場所については、利用場所のある所属機関名だけでなく、建物の名称及び研究室名まで具体的に記載すること。

区分	氏名	所属機関名	職名	利用場所
利用者				
外部委託先				

⑰ 提供中のデータについて

現に提供を受けているか、又は本申出に係るデータの利用期間中に、別途申出を予定している他の個票データがありますか。

ある ない

ある場合、そのデータのファイルの種類・調査年度・利用期間を記載。

()

⑱ 過去の提供履歴

(1) 過去に個票データ等の提供を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合、その個票データの内容・利用期間を記載する。

()

(2) 過去に統計法令等に違反して罰則の適用を受けたことがありますか。

ある ない

ある場合、その時期と具体的な内容を記載する。

()

⑩ その他必要事項

備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要を記載するとともに詳細は別紙参照の旨を記載し、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 2 本申出書に記入された個人情報については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における個票データの提供に関する業務のみに使用し、申出者の許可なくそれ以外の目的で使用しない。

利用者氏名 _____

所属機関名 _____

個票データの管理方法等（当てはまるものにチェックを入れること）

①組織的管理措置

- (i) 所属機関が、個人情報保護に関する方針及び個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
- (ii) 所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステムを実践していること。具体的には、情報システムで扱う情報を全てリストアップした上で、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持するとともに、リストアップした情報を、リスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること。
- (iii) 所属機関が、情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定を行い、その権限及び責務並びに業務について、明確化を図っていること。また、所属機関の管理者が、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるとともにその実施状況を監督すること。
- (iv) 所属機関が、個人情報参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めること。
- (v) 所属機関が、情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- (vi) 所属機関が、情報システムに関する運用管理規程において次の内容を定めること。
 - ・理念（基本方針と管理目的の表明）
 - ・利用者等の体制
 - ・契約書・マニュアル等の文書の管理
 - ・リスクに対する予防及び発生時の対応の方法
 - ・機器を用いる場合は機器及び記録媒体の管理方法
- (vii) 所属機関が、個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法を含めること。

②人的管理措置

- (i) 個票データの適正な取扱いについての理解と関係規定の遵守の徹底が図られるよう、利用者に対して必要な教育が行われていること。
- (ii) 研究者、公的機関に所属する常勤の役職員又は教育責任者以外の者が利用者に含まれている場合、当該者に個票データの保管及び管理をさせないようにすること。

③物理的管理措置

- (i) 個票データの利用、保管及び管理場所が、申出書に記載された施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されていること。
ただし、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程においてその持ち出しに関する方針、管理方法を定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずること。
- (ii) 個票データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じると共に、入退管理を実施すること。
- (iii) 個票データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずること。
- (iv) 個票データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。

④技術的管理措置

- (i) 個票データは、あらかじめ申出書に記載された利用者のみが使用すること。個票データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者に限定されるよう、個票データを利用、保管及び管理する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずること。
- (ii) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行い、個票データの不正利用の有無の確認措置を講ずること。
- (iii) 個票データの利用、保管及び管理に際して、インターネット等の外部ネットワークに接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (iv) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずること。

令和 年 月 日

スポーツ庁次長 ○○ ○○ 殿

所属機関名
所属機関長職名
氏 名

個票データを利用した学術研究振興又は施策推進に関する承認書

(所属機関名○○ 職名○○ 氏名○○○○) がスポーツ庁が定めた「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の個票データの提供に係るガイドライン及び個票データの利用規約を遵守の上、個票データ等を利用した下記の学術研究振興又は施策推進を行うことを承認します。

記

「○○○についての研究」等、学術研究振興又は施策推進の名称を記載

(備考) 所属機関が個票データを利用した学術研究振興又は施策推進を行うことを承認していることを証明するもの(利用者の職名の記載があるもの)があれば、本様式に代替することができる。